

埼玉県内ファミリーシップ導入自治体一覧

資料 3 - 1

		要綱名	宣誓・届出	定義	対象年齢	同居の有無	対象者	変更届出	返還	子への配慮
1	熊谷市	パートナーシップ	宣誓	×	未成年	双方又は一方と同居	実子又は養子	子の氏名削除、子の成年到達	—	(要綱外) できるだけ子も来庁し、自著するように。来庁できない場合は、子の意思を尊重
2	鴻巣市	パートナーシップ ファミリーシップ	宣誓	△ カッコ書き	未成年	双方又は一方と生計を同一	双方又は一方の実子又は養子	子の氏名削除、子の成年到達	—	
3	さいたま市	パートナーシップ	宣誓	×	要件なし	双方又は一方と継続的な共同生活	双方又は一方の実子又は養子	子の氏名の削除(宣誓者双方の署名)	—	・当該子が理解できるよう、発達の段階に応じた丁寧な説明を行い、意思を十分に尊重することの重要性について同意すること ・記載された子が申し立てることにより受領証から氏名を削除できる。(未成年は親権者の同意が必要) ・(要綱外) 子の氏名の削除は変更届け出
4	吉見町	パートナーシップ ファミリーシップ	宣誓	○	未成年	双方又は一方と生計を同一	双方又は一方の実子又は養子	子の氏名削除、子の成年到達	ファミリーシップの解消	
5	川島町	パートナーシップ ファミリーシップ	宣誓	○	未成年	双方又は一方と生計を同一	双方又は一方の実子又は養子	ファミリーシップの解消	—	子が15歳に達した日以降は、申し立てにより自ら氏名の削除を申し出ることができる。
6	杉戸町	パートナーシップ ファミリーシップ	宣誓	○	未成年	双方又は一方と生計を同一	双方又は一方の実子又は養子	子の氏名追加・削除、子の成年到達	ファミリーシップの解消	
7	宮代町	パートナーシップ ファミリーシップ	届出	○	未成年 又は町長 が認める もの	双方又は一方と生計を同一 又は町長が認めるもの	双方又は一方の実子又は養子 又は町長が認めるもの	記載内容の変更	ファミリーシップの解消	
8	春日部市	パートナーシップ ファミリーシップ	届出	○	未成年	双方又は一方と生計を同一	双方又は一方の実子又は養子	記載内容の変更	ファミリーシップの解消	
9	松伏町	パートナーシップ ファミリーシップ	届出	○	未成年	双方又は一方と生計を同一	双方又は一方の実子又は養子	記載内容の変更	ファミリーシップの解消	
10	越谷市	パートナーシップ	宣誓	○	要件なし	継続的な共同生活	双方又は一方の実子又は養子	子の氏名の削除(宣誓者双方の署名)	—	・子に対し、証明カードへの記載について、当該子の年齢、発達段階等に合わせた説明を行うとともに、当該子の意思を十分尊重するものとする。 ・記載された子が申し立てることにより受領証から氏名を削除できる。
11	草加市	パートナーシップ	宣誓	○	要件なし	継続的な共同生活	双方又は一方の実子又は養子	子の氏名の削除(宣誓者双方の署名)	—	・子に対し、証明カードへの記載について、当該子の年齢、発達段階等に合わせた説明を行うとともに、当該子の意思を十分尊重するものとする。 ・記載された子が申し立てることにより受領証から氏名を削除できる。
12	蕨市	パートナーシップ ファミリーシップ	届出	○	要件なし	継続的な共同生活	双方又は一方の実子又は養子 、実親又は養親	ファミリーシップの解消 ファミリーシップの追加	—	
13	戸田市	パートナーシップ ファミリーシップ	届出	○	要件なし	双方又は一方と生計を同一	双方又は一方の実子又は養子 、実親又は養親、その他市長 が認める者	ファミリーシップの解消 ファミリーシップの追加	—	

埼玉県内ファミリーシップ導入自治体一覧

		要綱名	宣誓・届出	定義	対象年齢	同居の有無	対象者	変更届出	返還	子への配慮
14	朝霞市	パートナーシップ ファミリーシップ	届出	○	要件なし	双方又は一方と生計を同一	双方又は一方の実子又は養子 、実親又は養親、その他市長 が認める者	記載内容の変更	ファミリーシップ対象者が 希望するとき	
15	志木市	パートナーシップ ファミリーシップ	届出	○	要件なし	双方又は一方と生計を同一	双方又は一方の実子又は養子 、実親又は養親、その他市長 が認める者	記載内容の変更	—	
16	和光市	パートナーシップ ファミリーシップ	届出	○	要件なし	双方又は一方と生計を同一	双方又は一方の実子又は養子 、実親又は養親、その他市長 が認める者	ファミリーシップの人数変更 ファミリーシップの解消	—	
17	新座市	パートナーシップ ファミリーシップ	届出	○	要件なし	双方又は一方と生計を同一	双方又は一方の実子又は養子 、実親又は養親、その他市長 が認める者	記載内容の変更	—	
18	所沢市	パートナーシップ ファミリーシップ	届出	○	要件なし	双方又は一方と生計を同一	双方又は一方の実子又は養子 、実親又は養親、その他市長 が認める者	ファミリーシップの解消 ファミリーシップの追加	—	
19	狭山市	パートナーシップ	宣誓	×	未成年	双方又は一方と共に暮らす	実子又は養子	記載事項変更 子の氏名の削除 子が成年に達したとき	—	
20	入間市	パートナーシップ ファミリーシップ	宣誓	△	未成年	双方又は一方と共に暮らす	実子又は養子	ファミリーシップの解消 ファミリーシップの追加 子の生年到達	ファミリーシップの解消	
21	日高市	パートナーシップ ファミリーシップ	宣誓	○	要件なし	双方又は一方と生計を同一	双方又は一方の実子又は養子 、近親者、その他市長が認め る者	ファミリーシップの追加 ファミリーシップの解消 対象者の死亡	—	
22	飯能市	パートナーシップ ファミリーシップ	届出	○	要件なし	双方又は一方と同居	双方又は一方の実子又は養子 、その他市長が認める者	記載事項変更	—	
23	鶴ヶ島市	パートナーシップ ファミリーシップ	宣誓	○	要件なし	双方と生計が同一	双方又は一方の実子又は養子 、近親者、その他市長が認め る者	ファミリーシップの追加 ファミリーシップの解消 対象者の死亡	—	
24	ときがわ町	パートナーシップ ファミリーシップ	宣誓	○	未成年	双方と同居	双方又は一方の実子又は養子	記載事項変更	ファミリーシップの解消	
25	東秩父村	パートナーシップ ファミリーシップ	宣誓	○	未成年	双方又は一方と生計を同一	双方又は一方の実子又は養子	ファミリーシップの追加 ファミリーシップの解消 子の生年到達	ファミリーシップの解消	
26	嵐山町	パートナーシップ ファミリーシップ	宣誓	○	未成年	双方又は一方と生計を同一	双方又は一方の実子又は養子	ファミリーシップの追加 ファミリーシップの解消 子の生年到達	ファミリーシップの解消	
27	滑川町	パートナーシップ ファミリーシップ	宣誓	○	未成年	双方又は一方と生計を同一	双方又は一方の実子又は養子	ファミリーシップの追加 ファミリーシップの解消 子の生年到達	ファミリーシップの解消	
28	小川町	パートナーシップ ファミリーシップ	宣誓	○	未成年	双方又は一方と生計を同一	双方又は一方の実子又は養子	ファミリーシップの追加 ファミリーシップの解消 子の生年到達	ファミリーシップの解消	
29	久喜市	パートナーシップ	宣誓	○	要件なし	継続的な共同生活	双方又は一方の実子又は養子	記載事項変更	—	子の申立てにより氏名の抹消可能。 未成年者の場合は宣誓者の同意が必要